

つくば市葬祭場の設置に関する指導要綱

〔令和6年4月1日
告示第231号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、葬祭場の設置に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な居住環境、生活環境等を形成するための行政指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 葬祭場の設置 葬祭場の新築、増築若しくは改築又は用途の変更若しくは使用方法の変更により葬祭場を設置することをいう。
- (3) 事業主 葬祭場の設置又は管理運営を行い、又は行おうとする者をいう。
- (4) 近隣住民等 葬祭場の敷地の境界線から50メートルの水平距離の範囲内に居住する者及びこれらの者で構成する自治組織を代表する者並びに土地又は建築物を所有する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(標識の設置等)

第3条 市長は、事業主に対し、葬祭場の設置をしようとするときは、葬祭場の設置に係る計画等の周知を図るため、葬祭場の設置の計画の概要を表示した標識（様式第1号。以下「標識」という。）を道路から見やすい位置に設置するよう指導

するものとする。

2 市長は、標識について、法第6条第1項又は法第6条の2第1項に規定する確認（以下「確認」という。）の申請書を提出しようとする日（確認の申請書の提出を要しない場合にあっては、葬祭場の設置に着手しようとする日。次条第1項において「確認申請日」という。）の20日以上前から第7条の規定による報告の日までの間設置するよう指導するものとする。

（設置計画の届出等）

第4条 市長は、事業主に対し、確認申請日の20日前までに、葬祭場設置計画届出書（様式第2号）に、次に掲げる図書（以下「計画図書」という。）を添えて、正副2部を市長に提出するよう指導するものとする。

- (1) 委任状（代理人により届出をする場合に限る。）
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 標識の設置状況の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、事業主に対し、葬祭場の設置の計画に変更があったときは、葬祭場設置計画変更届出書（様式第3号）に、変更に係る計画図書を添えて、正副2部を市長に提出するとともに、速やかに標識の記載事項を訂正するよう指導するものとする。

（行政指導の基準等）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する届出書及び計画図書が提出されたときは、次に掲げる基準に基づき、必要な指導、助言等を行うものとする。

- (1) 道路境界線及び隣地境界線に面する部分の緑化に努めること。
- (2) 自動車駐車場は、葬祭場の用に供する部分の延べ面積100平方メートル当た

り 1 台以上（当該部分の延べ面積が500平方メートル未満である場合は、5 台以上）を葬祭場の敷地内又は近傍地に確保するよう努めること。

(3) 霊きゅう車その他の葬儀の用に供する車両の発着場所を葬祭場の敷地内に確保するよう努めること。

(4) 葬祭場の設置及び管理運営に当たっては、周辺の居住環境、生活環境等に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係の維持に努めること。

(説明の実施)

第6条 市長は、事業主に対し、近隣住民等から事業主に対する申出があったときは、葬祭場の設置に係る計画の内容及び管理運営に関する事項について、計画図書を提示の上、速やかに説明を実施し、事業主の責任において誠意をもって理解を得るよう指導するものとする。

2 市長は、事業主に対し、前項の規定により説明を実施したときは、説明実施報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出するよう指導するものとする。

(完了の報告)

第7条 市長は、事業主に対し、葬祭場の設置が完了したときは、速やかに葬祭場設置完了報告書（様式第5号）を市長に提出するよう指導するものとする。

(譲渡等)

第8条 市長は、事業主に対し、当該葬祭場を譲渡し、又は賃貸するときは、この要綱の規定に基づき指導、助言等を受けた事項について、譲受人又は賃借人に承継するよう指導するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。